

質疑回答書（電気工事士免状交付業務委託に係る質疑に対する回答）

No.	御質問内容	回 答
1	<p>免状交付業務における個人情報の取扱いについて</p> <p>業務の性質上、個人情報を取り扱うことになるが、特別な運用基準はありますか。 居住確認をどのように行えばよいでしょうか（必要書類に「住民票」がないのですが、必要でしょうか）。</p>	<p>個人情報の取扱いについて、特別な運用基準はない。 居住地確認については、「住民票」が必要である。</p>
2	<p>免状交付業務における証紙の取扱いについて</p> <p>受託者が「収入証紙売りさばき場所」に登録していない場合、申請者にとって（窓口の近隣に証紙の販売所がないことによる）不利益にならないでしょうか。</p>	<p>府収入証紙の販売場所が、窓口が近隣にないことの対処方法についても、御提案いただきたい。</p>
3	<p>免状交付業務における申請者の実務経験や登録情報等の確認について</p> <p>審査時に「本人確認」を行う場合、京都府に照会することとなっているが、即座に京都府から回答が送られてくるのか。申請者に窓口を窓口等に待機させる場合に回答に時間がかかるようでは運用に支障をきたすと思われる。</p>	<p>免状交付に支障ないよう可能な限り、速やかに回答することとしている。</p>
4	<p>委託上限額について</p> <p>委託金額について下限額はあるのか。委託金額の決定基準は何か。申請件数に応じて決定するのか。</p>	<p>委託金額の下限については、設定していない。 提示金額で請け負った場合に、業務を遂行できるよう提案を求め る。 委託は単価契約としており、提案においては、企画提案留意事項の1(2)の処理見込件数を想定した総額で提示いただきたい。</p>

5	<p>引継ぎ等について</p> <p>業務概要(3)契約期間:令和元年12月1日～となっていますが、11月18日(月)申請から準備期間が短いのですが、環境整備(システム・人員・業務の引継ぎなど)面で準備できるかどうか心配です。</p>	<p>契約期間は、令和元年12月1日からとしているが、およそ1ヶ月間は引継ぎ期間として、本府の担当者とともに業務を行う等の対策を考えている。</p>
6	<p>第一種電気工事士の配置について</p> <p>参加資格(8)電気工事士に係る知識を有することとありますが複数の受付窓口を設置した場合、複数の受付窓口の有資格者が1名以上専任しなければなりませんか。1名を本部拠点に専任させ、出先窓口と遠隔(共有サーバーの活用)での審査は可能でしょうか。</p>	<p>可能な限り、各窓口や審査場所に第一種電気工事士を配置することとしているが、業務時間内において、常時、インターネットや電話等で遠隔で審査業務に関与できる体制であれば差し支えない。</p>
7	<p>免状の送付について</p> <p>免状の送付する郵送料(簡易書留440円)は、申請者の負担か。受託者の負担になりますか。</p>	<p>郵送料については、受託事業者負担。</p>
8	<p>免状台紙について</p> <p>免状用紙(台紙)は、受託者で準備とありますが、第一種電気工事士免状は手帳タイプの調達方法、参考単価を教えてください。</p>	<p>本府における手帳タイプの免状台紙の調達や価格については、公開できないが、契約後に台紙のひな形を提供する。</p>